

審査基準及び標準処理期間

所属名	建設交通部建築指導課
内線番号	5352

No.	項目	内容
①	処分名	整備基準適合証の交付
②	法令名	京都府福祉のまちづくり条例
③	法令番号	平成7年条例第8号
④	根拠条項	第16条第2項
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:各土木事務所長(京都土木事務所長を除く。)) (一部権限移譲:京都市、宇治市)
⑥	法令の定め	(整備基準適合証の交付) 第16条 事業者は、自ら設置し、又は管理するまちづくり施設を整備基準に適合させたときは、知事に対し、当該まちづくり施設が整備基準に適合していることを示す証票(次項において「整備基準適合証」という。)の交付を請求することができる。 2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該施設が整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該事業者に対し整備基準適合証を交付するものとする。
⑦	審査基準	京都府福祉のまちづくり条例施行規則 (整備基準) 第2条 条例第14条第3項及び第18条に規定する整備基準は、次の表の左欄に掲げるまちづくり施設の区分に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑩合計期間) 請求のあった日から20日(ただし、条例第19条の規定による協議が完了している場合は、7日)
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	請求のあった日から20日(ただし、条例第19条の規定による協議が完了している場合は、7日)
⑫	問合せ	建築指導課 建築防災・安全担当(075-414-5352)
⑬	備考	